

第 1 0 2 号議案

足立区美容師法施行条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区美容師法施行条例の一部を改正する条例

足立区美容師法施行条例（平成 2 4 年足立区条例第 1 8 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 前 2 号に定めるもののほか、衛生管理上支障がなく、かつ、
区長が特別の事情があると認める場合

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

美容師が美容所以外の場所において業を行うことができる場合を追加
する規定整備を行う必要があるので、この条例案を提出いたします。